

経営事項審査の改善について（その3）

全国建設関係行政書士協議会

平成10年3月

目 次

はじめに	1
1. 工事種類別年間平均完成工事高 (X1) について	2
2. 自己資本額 (X21) 及び職員数 (X22) について	5
(1) 自己資本額 (X21) について	5
(2) 職員数 (X22) について	6
3. 技術職員数 (Z) について	7
4. 経営状況分析 (Y) について	8
(1) 「収益性」について	9
(2) 「流動性」について	11
(3) 「生産性」について	13
(4) 「健全性」について	14
5. その他の審査項目 (社会性等) (W) について	15
(1) 労働福祉の状況 (W1)	16
(2) 工事の安全成績 (W2)	21
(3) 営業年数 (W3)	22
(4) 建設業経理事務士等の数 (W4)	22
6. 審査基準の統一	23
7. その他	24
おわりに	26
[資料1～6]	27～32

執筆チーム

中西 豊 (東京都) 執筆チームリーダー
根田 明樹 (秋田県) ・小川 静子 (福島県) ・福田 安伸 (埼玉県)
小栗 重美 (埼玉県) ・三上 保昭 (東京都) ・鈴木 佳雄 (東京都)
小高 正和 (神奈川県) ・小関 典明 (神奈川県) ・亀井 保 (岐阜県)
三佐藤 忍 (兵庫県)

はじめに

昭和36年に「経営事項審査制度」が出来て以来、今日まで競争入札資格審査制度における「客観性」を担う審査項目として、この制度は、建設業者に密接にかかわってきました。同時に建設業許可制度と同じく、我々行政書士にとっても業務の中で切っては切れないものとなっています。

平成6年6月の改正で、競争入札資格審査制度において、経営事項審査制度が義務付けられるに至って、益々その感が強くなってきました。審査項目が詳細に成れば成る程、建設業者にとっては、より良い評点にするべく関心度は高くなり、我々にも総合評点の妥当性等についての相談が多く来るようになりました。

そのよう状況の中で、我々「全国建設関係行政書士協議会」においても、経営事項審査制度を必然的に一つの研究課題として取り上げることとなり、結果として第一次、第二次の提言書が出来上がりました。

幸いにも、各方面から好意的な意見が多く、ここに第三次の提言書をまとめることとなりました。

ただ、我々がこの提言書をまとめるに当たっての方向性は、建設業者に密接にかかわってきたこの制度をより良いものにしたいという思いが基本になっています。最近の行政改革、規制緩和の流れの中、経営事項審査制度を取り巻く色々な問題があり、制度自体を無くしてしまおうという動きもあります。

我々は、まず、この経営事項審査制度を建設業者及び建設業界にとって、将来的にも必要欠くべからずものと位置付け、その立場から経営事項審査制度の「客観性」「公正性」を維持し、「透明性」も持ちつつ、より一層レベルを高めるには、どうしたら良いかをまとめたのがこの提言書であります。

第三次のこの提言書は、第一次、第二次の提言を受けての総まとめになるようにと作成いたしました。が、「中央建設業審議会」の経審に対する見直しもあり、今後の改善に期待する部分も多く残ったように思います。どちらにしても、以上のような我々のこの提言書に対する熱い思いをご理解の上お読み頂くことを希望します。

1. 工事種類別年間平均完成工事高（X1）について

工事種類別年間平均完成工事高（X1）については、これまでに我々がデータを駆使して提言したことが反映され、また、それが各業界の提言書にも盛り込まれる形となり、他の審査項目に比べて、大企業になればなるほど実質ウエイトが高くなる傾向にあることが、各方面で指摘される結果となりました。

これについては、中央建設業審議会（以下、中建審という。）においても、その事実を認め、是正をするという方向で検討されてきました。

では、どういう方法で是正するのが適切なのか。0.35というウエイト自体を下げるのか。それとも、最高3,124点という評点を下げるのか。また、他に方法があるのか。注目されたところでしたが、平成9年12月24日の中建審の基本問題委員会の最終報告案では、ウエイトは変えず、評点で調整をすると発表され、そのまま、平成10年2月4日の建議に盛り込まれました。

そこで、それを受けて我々の第三次経審プロジェクトチームでは、早速検討に入った結果、次のような結論に達しました。

0.35という固定されてるはずのウエイトが、評点というもののお陰で、実質最高0.54までのウエイト配分になっているのは、各項目における最高評点が統一でなく、項目毎に独自の評点になっているからで、これを例えば、全部1,000点に統一すれば実質ウエイトも一律になるはずです。

しかし、そうすると最高点のところでは、ウエイトと実質ウエイトが同じになりますが、中位から以下のところでは、0.35のウエイトからかなり低くかけ離れたものになると予想されます。結果として、完成工事高があまり大きくななくても、経営内容が非常に良くて、そこそこ技術者がいて、福利厚生面の充実した会社が、特に兼業主体の企業が、建設業主体の企業より、総合評点で上位にくるという逆転現象が起こり、建設業主体の企業と兼業主体の企業の良い意味での「差別化」ができなくなってしまいます。また、現在の経審の総合評点が、700点位を平均としてウエイトと実質ウエイトが同じ位になるように保たれている事を考えても、その意図からはずれることとなります。

そもそも経営事項審査制度（以下、経審という。）自体を建設業者のための競争入札参加資格審査制度の一部であると位置付けると、上記の評点配分では無意味であり、さらにWTO協定に基づく一般競争導入の加速化という事を考え合わせると、ウエイトの考え方が、以前にも増して、より重要性を帯びてきていると言わざるを得ません。

そこで、ウエイトとは何なのかということを考えてみました。ウエイト（重み）＝重要性と考えると、現行の経審では、「完成工事高」（ウエイト0.35）を一番に考え、「技術力」「経営状況」（ウエイト各0.2）をその次に考えていることが解ります。これは、経審を建設業者固有の制度であると位置づけから、「完成工事高」と「技術力」で半分以上のウエイト（0.55）を取っていることになります。これによって、建設業主体の企業が、その他に比べて優位に評点化されるようになっていけると言えます。これは、建設業者の指導育成、技術力の確保向上という建設業法の趣旨からも納得のいく結果かと思われます。次に「完成工事高」を一定期間における施工能力であると考え、発注行政側から見て、一定以上の施工能力のある企業が、総合評点でも上位にランクされる事で、一定規模以上の実際の工事発注に際して、ある意味で安心して発注できる事になります。施工能力のない企業が、たまたま総合評点が良いというだけで、本来、施工できない規模の工事を受注し、途中で履行できなくなるという事態だけは避けなくてはなりません。

また、もう一つ押し進めて一定期間における施工能力＝安定した経営能力と考えると、この項目のウエイトが高いのも納得がいくのではないのでしょうか。すなわち、二年間を通して、一定以上の工事高のある建設業者は、他の建設業者より経営的にも安定していると見られていたことになります。従来より、建設業者を評価する際に「完成工事高」をもって評価することが多いのもここに原因があるように思われます。したがって、経審においても、上位部分の「完成工事高」の評価をあえて高くしなければ、今までの評価方法と比べて逸脱した結果となってしまう訳ですから、平成6年6月の改正の際にもウエイト自体は下げたのですが、実質ウエイトという形で従来の「完成工事高」優位の評価形式を残さざるを得なかったと言えます。

しかし、ここバブル経済崩壊後から続く建設業界の冷え込みとその取り巻く状況を勘案して、今までの「完成工事高」優位評価主義では、安定した企業経営評価は得られないとの判断から、平成6年6月の改正によって本来のウエイトを下げたのに続いて、今回の見直しによって、実質ウエイトを下げるという結論に達したと考えられます。これによって、建設業者の評価方法が、従来からの「量」の重視から「質」を加えたバランスの良い企業の評価へ移行する過程に入ったと言えます。したがって、今回の見直しが、上記移行への過程と捕らえ、ある程度の実質ウエイトの偏重はしかたないとしたら、どの程度までが許容範囲と考えられるかを検討した結果、将来的にはどこの総合評点のところで見ても、ウエイトと実質ウエイトが同じになる「金太郎飴」的な経審に向けて、より以上の是正は必要であるという条件付きで、実質ウエイトを0.45位になるように評点を是正し、最高評点を2,400～2,500点になるよう

に評点配分を変更すべきという結論に達しました。(資料2及び資料5参照)

これに伴い、各評点テーブルも変更すべきという意見に達しました。「中建審」の建議のいう階段状の評価から線状の評価に移行するために、完成工事高の上位部分の変更は当然であると言えます。しかしながら、完成工事高50億円以下のところ、特に10億円から50億円のところは、テーブル幅が中小建設業者にとっては、非常に広く感じられます。ワン・テーブル上げるのに非常な企業努力を要するので、ここの部分についても、もう少し細かく分けるべきであるとの結論になりました。

ここ数年の日本の経済状況、特に平成9年から10年にかけての経済状況を勘案すれば、上記のテーブル細分化によって、ささやかながら、中小建設業者の経営意欲を向上させるのではないかと考えております。

尚、実質ウェイトを平均化するために「関数」を用いて算出する方法も検討されているようですが、「関数」を用いると評点そのものが解りにくくなるという欠点もありますので、上記のように評点を下げることで、ある程度、実質ウェイトの偏重を是正できるのであれば、そこまでする必要はないと思われます。

完成工事高の評価の中で、もう一つ気になることがあります。それは、完成工事高の積み上げについてです。

現在、建設省の通達により、工事の内容、性質に応じて、「一式工事」に「専門工事」を「専門工事」に「専門工事」を含めることができる訳ですが、その具体的な例示は一切されておらず、各都道府県の判断に任されている状態です。

しかしながら、各都道府県間の調整がついていないためか、各都道府県によって取り扱いがまちまちです。したがって、ある都道府県では認められる積み上げのケースが、他の都道府県では認められないといったケースが出てきます。これによって、積み上げを認められたケースとそうでないケースでは総合評点に格差が生じることとなります。

これは、経審を「客観的審査である」といっている関係上、大変好ましくない状況であると言わざるを得ません。出来れば、建設省での「積み上げ方式」の統一を望みます。そうすれば、このような審査上の格差は無くなると思われます。

また、今回の見直しで、経審対象業種の「専門的工種単位評価」というのも検討されています。従来の「積み上げ方式」と「専門的工種単位評価」が、どう関係していくのか興味のあるところです。「専門的工種単位評価」が進んでいけば、「積み上げ方式」は、将来的に必要がなくなるかもしれません。

今回の「中建審」の見直しでは、現行の許可28業種の評価はそのままに、その内訳として新たに関連業種の「専門的工種単位評価」を行うという案ですので、各28業種の総合評点はそのままに、その専門的工種単位グループに対して別個の総合評点がつくようです。

「専門的工種単位評価」のグループ分けに当たっては、建設省（主に地方建設局）の競争入札参加資格審査で用いられている発注希望工事種別をベースに用いる方法が考えられます。

しかし、それはあくまで建設省及び地方建設局の発注に際しての有効なグループ分けであって、各都道府県、市町村及び特殊法人にとっては、必ずしも適したものではないかもしれません。現に建設省及び地方建設局の発注希望工事種別を使用しているところは限られています。東京都の場合、独自に100以上の発注業種に細かく分けています。この点については、建設省と各地方公共団体との間で、十分な事前協議が必要です。

いずれにしても、「積み上げ方式」「専門的工種単位評価」については、とりあえず両方存在するとすると、今後、混同され大変解りづらくなっていくでしょうから、建設省での統一した詳細なマニュアルの作成と公表を切望します。

2. 自己資本額（X21）及び職員数（X22）について

この項目は、ウエイト（0.1）も低いいためか余り問題にされないところです。事実今回の中建審の最終答申においても、触れられておりません。

では、全く問題がないかといえばそうでもありません。検討を要するところもあります。まず、自己資本額（X21）と職員数（X22）に分けて考えてみたいと思います。

(1) 自己資本額（X21）について

自己資本額（X21）は、自己資本額を年間完成工事高で割って、それに1,000を掛けたものを基礎数値にしています。これによって、経審でいうところの年間平均完成工事高から見た適正な自己資本額がどれぐらいなのかということが解ります。

数値でいうと最高の点数の120点が、0.324ですから、およそ3割を越えれば、最も良くて、真ん中の点数の90点では、0.07位ですから、7%位が普通であると見ていくことになります。例えば、年間平均完成工事高が1億円の会社であれば、自己資本額は700万円位が普通ということがいえるかもしれません。

さて、ここで疑問なのですが、何故、自己資本額を年間平均完成工事高で割るのかということですか。兼業のある会社も同じです。そもそも自己資本というのは、会社の売上の規模に

よってある程度決まってくる。それゆえに、この(X21)の評価項目も存在するわけですが、この数値を求めるのに年間平均完成工事高で割るとするのは納得がいきません。自己資本額というのは、会社全体の数値ですが、完成工事高については、完成工事高=総売上高ではないのですから、会社の一部分の数値と言わざるを得ません。建設業以外の売上のない会社であれば、完成工事高=総売上高になるので問題ではないのですが、兼業のある会社では違ってきます。

特に兼業売上が多く、工事売上が少ない会社については、この数値が良いほうに結果として出てしまいます。同じ総売上、自己資本額の会社でも兼業売上的ある会社が、建設業だけの会社より点数が良くなります。経審は、そもそも建設業者のための制度なのですから、建設業者にとって有利なとまでは言わないまでも、不利にならない制度になってくれないと思います。そこで提案ですが、この数値を求めるに当たり、自己資本額を年間平均完成工事高で割るのではなく、総売上高で割ったらどうでしょう。そうすれば数値の不均衡もなくなるようになると思います。

また、この自己資本というのは、会社の資本金と利益留保金によって構成されていますが、その自己資本が構成されるまでの過程については、会社にとってまちまちです。同じ自己資本1億円でも、20年かけてやっとなった会社もあれば、企業努力により、数年で達成できた会社もあるでしょう。そういう過程を何とか評価できないかと我々は考えました。

貸借対照表というのは、そもそも決算期末における企業の財政状態を表したものですから、なかなか構成過程というものをその中に持ち込むというのは難しいのですが、現在ある評価項目の中で関係ありそうなものを選ぶと「営業年数」がそれに当たるのではないのでしょうか。

これをどのような形で「自己資本額」に反映させるかについては、様々な尺度から検討した結果、現在の計算式に加えて、さらに「営業年数」で割ることでそれを反映させたら良いのではとの結論に達しました。ただ、そのままの数値で割るのか、幾らかの「係数」を用いるのか、後者の方が良いように思いますが、それは今後の検討課題でしょう。

(2) 職員数(X22)について

職員数(X22)の数値は、建設業に従事する職員数を年間平均完成工事高(億円単位)で割って、100をかけて求めています。これは、完成工事高における建設業に従事する職員数のバランスを求めていることとなります。

職員数値の最高は、570で評点は60点になります。これを逆算すると、完成工事高1億円の会社で6人の従業員がいれば最高で、2人なら評点は、45点となり最低が30点ですから計算上は真ん中位になります。

しかし、完成工事高10億円の規模になると最高点を取るためには、57人以上の職員数が必要になります。この数字は現実的にはかなり難しいと言えます。この規模の業者になるとかなり外注が多くなり、会社で職員として雇用される人数は20人前後で、現場での指揮監督及び営業事務が可能なのではないのでしょうか。これは、固定費を下げ、生産性を上げる事が必要な時代に見合っていないと考えます。できれば、もう少し評点テーブルを下げ、中小建設業者の現状に合致した評価になるよう要望します。

最後に「自己資本額及び職員数」の項目全体に関することを述べます。ここの評点の特徴は、大企業から中小企業さらに零細企業まで含めて全ての企業に最高点をとる可能性のあることです。これは、実は大切なことで、この項目が、本来は中小建設業者の経営意欲を触発する項目になりうる筈だということです。現実には、この項目に余り着目せず、その他の項目、例えば、「完成工事高」や「技術職員数」に注目しがちです。

せっかくこの項目は、経審誕生のときからある、ある意味で、歴史のある項目なのでですから、ここに再度注目することを提案します。具体的には、ウエイトを高くするか、それが出来ないとしたら評点をアップして対応することを要望します。

3. 技術職員数（Z）について

現行の経審制度では、技術職員数の評点は、業種別に543点から3,132点までのテーブル別に分けられています。総合評点に占めるウエイトは、0.2とされています。

さらに下記のとおり、技術者の種類によって点数分けがされています。

- (1) 1級技術者は、人数×5
- (2) 2級技術者は、人数×2
- (3) その他技術者は、人数×1

以上のことから、問題点を考えてみますと、まず、気になるのは、評点の最高点が3,132点あることです。これは、大企業の場合、総合評点に占める実質ウエイトは、全体の0.3弱に当たります。本来0.2であるべきものが、企業によっては、0.1弱の上乗せになります。ということは、完成工事高の評点と同じように「歪み」が出来るということです。

したがって、これを是正するためには、最高評点を2,300点位に下げる必要があるかも

しれません。ただ完成工事高の評点のように全体に占める割合が大きくないので、そこまで引き下げる必要はないかもしれません。

次に1級技術者の評価が高い点です。2級技術者の2.5倍の評価になっています。中小建設業者の場合、小人数でこの項目の評点をアップするためには、1級技術者を多く雇用する必要が出てきます。

しかし、1級技術者の絶対数が限られているため、雇用しようとしても容易でなかったり、経費が非常にかかったりします。また、企業内で育成するにしても2級技術者のように実務経験を評価した上での特別の技術研修制度もないため、これも困難になっています。さらに企業の1級技術者の占有を進め、定年になっても1級技術者を手放すことを恐れ、名義だけの雇用という最悪の事態も誘因させかねません。

そこで、中小の建設業者でも比較的容易に評点をアップできるように2級技術者の評価を現行の「人数×2」から「人数×3」程度に改善すべきと考えます。

さらに「中建審」の建議にもあるように、現行の資格だけでなく、民間資格も含めてその他の資格も加味するというのであれば、現行の1級技術者の評価をそのまま「人数×5」に、2級技術者の評価を「人数×3」に、新しく認めた資格をその内容に応じて「人数×2」か「人数×3」にしたら良いように思われます。

最後に評点を出す際の各テーブルの幅なのですが、現行では、下位の方のテーブルは、5点刻みになっています。この5点刻みというのは、1級技術者の評価1人分に該当しますので、1級技術者の雇用、育成が、先に述べたように中小建設業者にとって難しい状態にあっては、このテーブル幅の改善も重要項目だと言えます。

また、2級技術者で評点を1テーブルアップするためには、新たに3人の2級技術者を必要とします。これでは、中小建設業者の技術者を育成、雇用する意欲をそいでしまいます。

そこで、技術職員数が50人位までは、現行のテーブル幅の5点を引き下げ、その分技術職員点数を細かく分けることとし、中小建設業者の技術者育成、雇用を促すことで中小建設業者の技術力アップを目指したら良いと考えます。

4. 経営状況分析（Y）について

経営状況分析（Y）は、「収益性」「流動性」「生産性」「健全性」の4項目から構成されています。その評点は、法人の場合、最低112点から最高1,118点までで、個人の場合、最低0点から最高988点までです。

全体に対するウエイトは、0.2で、「完成工事高」に比べて、実質評価でもても少し低いようです。昨年から今年にかけての建設業者の大型倒産、それに続く中小建設業者の倒産が相次ぐ中、堅実に経営している企業をより評価する意味においても、経営状況分析の評価をもう少し上げるべきだと思います。

現在、最高点に占める経営状況分析の評点の実質ウエイトは、法人で約0.1、個人で約0.09ですので、現状の最高点を2,000点程度にして実質ウエイトもそれに近付けることを要望します。

ただ、こうすると経審の総合評点の平均のところ(700点位)では、実質ウエイトが0.2を越えるかもしれませんが、平均のところの企業というのは、多くは中小建設業者になると思われるので、かえって借金も少なく堅実経営を続ける中小建設業者にとっては、完成工事高が多少落ち込んでも、経営内容がしっかりしていれば、総合評点も上がることとなり、企業経営に対する励みになるものと思われます。

これは、建設業の経営を今までの完成工事高至上主義から脱却させる意味において、また、21世紀へ向けて「量」から「質」を考慮に入れたバランスの良い経営に転換させるための一つの要素として重要であり、その改善を早期に計ることを要望します。

(1) 「収益性」について

「収益性」は、次の3要素からなっています。

- ① 完成工事高経常利益率
- ② 総資本経常利益率
- ③ 損益分岐点比率

① 完成工事高経常利益率

上記の内「完成工事高経常利益率」については、売上に対する利益の割合(バランス)をみたもので、経営分析をする場合の定番の一つとあって差し支えないと思います。

ただ経営状況分析では、利益を「当期利益」にせず、「経常利益」にしている点に注目を要します。これは、毎期経常的に発生する収入、支出についてのみ評価し、たまたま偶発的に発生した特別の収入、支出については問題にしないということになります。

経審を受ける会社にとっては、営業に対する収支成績、プラスそれに付随する営業外の収支のみを評価されることになるので、数値的に安定したものとなり、その会社の営業活動の本来の姿を数値化できるメリットがあります。

ここで問題となるのは、どこまでを「経常利益」を計算する上での該当科目とし、どれを特別なものであると判断するかということです。

表面上は、建設業法では、商法に基づく建設省令で規定された会計処理があり、経審でもそれを準用すればよいのですが、個々の会社の決算書は、それに従って作成されていることが少なく、千差万別になっています。

したがって、経審を受ける際に建設省令に合った形に「組み替え」をする必要が出てきます。しかし、この取り扱いが都道府県によってまちまちなのが実態です。これでは、「統一された審査に基づく客観的な数値である。」という経審の原則が崩れてしまいますし、現実には、崩れてしまっています。

例えば、営業外収益の中に「雑収入」の科目があります。この中に法人税等の還付税額が計上されていることが多いのですが、建設省令の会計処理では、法人税等の還付税額は、税引前当期利益の次の「法人税・住民税」の科目でするように定めています。この規定を受けて、「雑収入」の中の法人税等の還付税額を「法人税・住民税」の科目に「組み替え」させるか否かについては、各審査行政庁並びに財団法人 建設業情報管理センターの各支部の取り扱いでも異なるところが見受けられます。

結果として、取り扱いによっては、同じ内容の決算書でも「経常利益」が違ってくることになり不公平を生じます。

また、建設省令の会計処理では、「貸倒引当金」の繰入、戻入については、「洗替方式」を原則としています。しかし、その処理の方法は、「販売費及び一般管理費」の営業債権貸倒償却の科目で繰入と戻入をする事となっており、戻入の額が多い時には、その差額を「特別利益」に計上させています。

ところが、一般的には、「貸倒引当金」の繰入については「販売費及び一般管理費」に、戻入については、全額「営業外収益」か「特別利益」に計上する事が多く、「特別利益」に計上した場合には、先の建設省令の会計処理とでは「経常利益」に差が付き、結果として、戻入額の分「経常利益」が少なくなっています。これも「組み替え」をさせるか否かの扱いは、各審査行政庁並びに財団法人 建設業情報管理センターの各支部でまちまちなようです。

いずれにしても、こういった受付窓口の取り扱いによって起こる差異は、好ましくないもので、建設省の所管による統一マニュアルの作成、公表を望みます。

② 総資本経常利益率

これは、会社の経営に投下された資本の総額に対する利益の額の割合を求めたもので、資本の総額については、他人資本と自己資本の合計である総資本を使用し、利益については、前記、「完成工事高経常利益率」と同じく経常利益を使用しています。

この項目は、経営分析をする際のオーソドックスな尚且つ重要な指標と考えられますので、現状のまま妥当と思われる。ただ、経常利益につきましては、先に説明したことを考慮に入れて頂くことは当然かと考えます。

③ 損益分岐点比率

この項目も、大変重要な指標で、経営分析をする際のポピュラーな項目といえます。

この比率を求める際にも、経審では独自の分析をしています。それは、分母に持ってくる売上総利益に支払利息を除いた営業外損益を加え、分子に持ってくる販売費及び一般管理費に支払利息を加えていることです。

これにより、「固定費」を販売費及び一般管理費と支払利息に、「変動費」を完成工事原価と支払利息を除いた営業外損益にみていることになり、通常であれば、損益分岐点を営業利益で見るところを経常利益に近いところでみていることになります。

これは、先の二つの利益率の評価に経常利益を持ってきてる点を考慮すると当然の結果であり、整合性があるといえます。

ただ、この「収益性」の三つの項目を通していえることは、支払利息を企業経営をしていく上での必要不可欠の要素としている点です。確かに現在の企業経営に金融機関からの資金調達も切っても切れない関係になっています。しかし、「収益性」を企業の営業活動に対する直接的な経費を除いた残りとしてみた場合、支払利息をそこに含めるべきかどうかについては疑問も残ります。

一生懸命営業活動をして、当該決算期間においては利益を計上しているにもかかわらず、過去の債務による利息によって利益が減少させられ、それによって数値も上がっていかないということは、当該決算期間の収益性を評価する上で納得のいかない部分も残ります。

この点については、今後の検討課題として取り上げる必要があるかと思われます。

(2) 「流動性」について

「流動性」は、企業の運転資金の調達等をみる上で大切な項目で、健全性をみる上での参考にもなります。

- ① 流動比率
- ② 当座比率
- ③ 運転資本保有月数

以上の3つの項目で構成されています。

① 流動比率

流動比率は、企業の経営分析をする際の資金の調達能力をみる上で大変重要な要素となっています。通常、流動資産を流動負債で割って数値を求めています。経審では、分子に「流動資産－未成工事支出金」分母に「流動負債－未成工事受入金」を持ってきています。これは、未成工事支出金にしろ未成工事受入金にしろ翌期の損益に関する科目（将来的に収入や費用になることが確定している科目）なので、省いて考えているためです。

これについては、未成工事支出金と未成工事受入金とが両方存在する場合には、そんなに問題ではないのですが、工事請負契約において、前受金が少なく決定されている場合や完成時に一括精算される場合に数値が極端に悪くなります。現在のように仕事量が余り多くなくて、発注者の権限の強い民間工事程、その傾向が顕著なようです。

特に中小建設業者は、現場従業員の賃金や下請の外注労務費等を支払うため、金融機関より借り入れをしているのが現状です。本来、工事の完成を待って精算したいその他の経費も、相手が零細業者の場合、先に支払わなければならないケースも出てきます。金融機関から無理をして借り入れをしても支払わなくてはならない訳です。

以上のような経緯を経て、中小建設業者の未成工事支出金はできています。ところが、経審の流動比率をみる場合には、未成工事支出金を流動資産から除外しています。短期借入金については、その借り入れ目的が何であれ流動負債に含めています。未成工事支出金が存在すると同時に未成工事受入金が必ず存在する官庁工事ならば、この数式は意味があると思いますが、必ずしも未成工事受入金が存在すると限らない民間工事については、この数値の求めかたに疑問を生じます。

両方を含めたオーソドックスな流動比率に戻すか、上記を改善した数式にするか検討を望みます。

② 当座比率

これは、流動比率より換金可能能力で押し進めた数値です。分母には、流動比率と同じく流動負債から未成工事受入金を差し引いた数値が用いられています。

この項目も、経営分析をする上で必要な項目といえます。ただ、分子に完成工事未収入

金が組み込まれている点で、現在の経済状況からみると、その中に長期にわたり回収不能のものが含まれている例が多いので、それをどう排除していくかが今後の課題といえます。

③ 運転資本保有月数

これは、流動資産から流動負債を差し引いたものを運転資本として捕え、それが1月当たりの完成工事高（兼業を含む。）に対してどれ位保有されているかをみる数値です。

分母に完成工事高を持ってきている訳ですが、運転資本として捕えるとすると、このところは、1月当たりの変動費（完成工事原価）と固定費（販売費及び一般管理費）を合計したものを持ってきて、企業の通常起こりえる毎月の経費をどれ位保有できているかをみた方が現実的だ考えます。

(3) 「生産性」について

現在、「生産性」は次の3つから構成されています。

- ① 1人当たりの完成工事高対数
- ② 1人当たりの付加価値対数
- ③ 1人当たりの総資本対数

上記の内、①1人当たりの完成工事高対数及び②1人当たりの付加価値対数については、完成工事高に兼業売上高を加えています。また、職員数も兼業にかかわる人数を含めていません。会社全体を把握するためには、この方法が良いのですが、建設業者の経審と考えた場合どうでしょうか。

昨今、ご承知のとおり建設業界は冷え込んでいます。公共工事の発注削減、コスト縮減もあり、先行きの不透明感は否めません。当然、「生産性」における①、②の両ポイントも点数が悪くなる傾向にあるといえます。

そんな中で、建設業以外の売上を経審の数値に含めるのは建設業主体の業者にとっては不利になると言わざるを得ません。

例えば、兼業の売上が建設業の売上に比べて異常に多い会社で、兼業事業の方は機械化等が積極的に導入され省力化が進んでいるところでは、①は、確実に点数がアップするでしょう。そうすると同じ売上のレベルの会社でも建設業よりも兼業主体の会社の方が上位の点数にランクされます。どうしても建設業は最終的には労務依存型の産業であることから②の飛躍的アップが望めないからです。当然②も同様のことが言えます。

結論としては、①については、分子の「完成工事高」に兼業売上を含めず、また分母の

「総職員数」を「建設業に従事する職員の数」にすれば、②については、分子の「完成工事高－（材料費＋労務費＋外注費）」に同様に兼業の部分を加えず、分母は①と同様に「建設業に従事する職員の数」に限れば、建設業主体の会社がより正確に評価されるように今後の検討を望みます。

③一人当たりの総資本対数については、「総資本」を分子に持ってきている都合上、分母の「総職員数」を変えるわけにはいかないと思います。これを上記の「建設業に従事する職員の数」に変えると、今度は、兼業事業のある会社の方が数値的に有利になってくることも考えられます。したがって、この項目については、現状の評価方法で妥当であると思われる。

(4) 「健全性」について

現在「健全性」には、下記の3項目があります。

- ① 固定比率
- ② 自己資本比率
- ③ 固定負債比率

①の固定比率は、簡単に言えば固定資産がどの資金で調達されているかを見るもので、固定資産÷自己資本で現されます。

したがって、低いほうが良いということになりますが、中小建設業者が新しい建設機械を購入する等の設備投資をする場合、自社の自己資本の範囲内で、すなわち自己資金ですることとは難しいので、当然他人資本、借入金に頼るのが現実ではないのでしょうか。

そうすると企業の技術力を高めるために新規設備投資をした会社が、点数的には悪くなるということになり、何か釈然としない部分も残りますが、現状では仕方ないのかも知れません。

②の自己資本比率は、総資本の内の自己資本の割合を求めたもので、自己資本÷総資本の数値で示されます。

この数値が、低いほど反対に他人資本に依存していることとなり、会社の経営内容を把握するうえでは、もっとも有意義な数値であろうと思われます。

したがって、あえて修正する必要性もないように思われます。

最後の③の固定負債比率は、総資本のうち固定負債の占める割合を数値化したもので、固定負債÷総資本で示されます。

当然、この数値が低いほうが良いということになりますが、ここでは、現在の建設業界を
考えて、一つ提案してみたいと思います。

それは、総資本に占める固定負債の割合を求めるのではなく、総資本に占める債務の額を
求めたらどうだろうかということです。

現在の建設業者は、多かれ少なかれ借入金等の債務を負っています。当然この額が大きい
ほど経営は圧迫されており、不健全であるといわざるを得ません。企業が倒産する場合、工
事の未払金を支払えなくて倒産するのではなく、工事の未払金を支払う手段として振り出し
た支払手形の決済、または借入金の返済がつかず、倒産するケースが多いように思います。

したがって、企業の「健全性」を注目する場合、この点にも留意して、分子に「支払手形」
+「短期借入金」+「長期借入金」+「保証債務（手形割引・裏書高を含む。）」等を設定
し、分母に「総資本」をもってきた「債務比率」と呼べるものを作ったらどうでしょうか。

ただし、現実には数値を算出する際に、最後の「保証債務」の評価が問題となります。当
然、財務諸表にある「注記」を利用して数値を求めてくるということに成るのですが、
また、計算書類規則第47条にも記載義務が規定されていますが、実際は、全企業がそれ
を正確に明記しているとは考えられず、また、表に現れてこない保証債務も多く、的確に保
証債務の額を把握するというのが非常に難しいと思われまます。これも今後の検討課題と言え
ます。

5. その他の審査項目（社会性等）（W）について

その他の審査項目（社会性等）は、次の4項目から構成されています。

- (1) 労働福祉の状況（W1）
- (2) 工事の安全成績（W2）
- (3) 営業年数（W3）
- (4) 建設業経理事務士等の数（W4）

以上の項目を（W1）～（W3）までは、各30点、W4は、10点に配点し、合計した
ものから評点（W）を求めています。評点は、最低0点から最高967点までで、総合評点
に対するウエイトは、0.15とされています。

全体的にみた実質ウエイトは、最高点のところ、約0.06で、やはり低いといわざる
を得ません。ここの項目は、我々の第一次、第二次の提言において、細かく述べられた部分
ですが、その内容をまとめながら項目毎に取り上げてみたいと思います。

(1) 労働福祉の状況 (W1)

労働福祉の状況 (W1) は、次の7項目から構成されています。

- ① 雇用保険の加入の有無
- ② 健康保険及び厚生年金保険加入の有無
- ③ 賃金不払いの件数
- ④ 建設業退職金共済組合加入の有無
- ⑤ 退職一時金制度導入の有無
- ⑥ 企業年金制度導入の有無
- ⑦ 法定外労働災害補償制度加入の有無

この内、①～③については、減点評価項目とされ、④～⑦については、加点評価項目とされています。

① 雇用保険の加入の有無

この項目については、ほぼ現行通り妥当と思われます。

② 健康保険及び厚生年金保険加入の有無

この項目については、第二次の提言にも言われていますが、建設国保等の存在が問題になります。従業員が建設国保等に加入している会社は、社会保険は免除されて厚生年金保険のみの加入が可能ですが、そういう会社について、現行の経審では、一律、健康保険及び厚生年金保険の両方に加入しているものとみなし、減点対象から外しています。

これは、健康保険及び厚生年金保険加入の両方に加入して初めて評価するという本来の姿を歪めた形になっていると言わざるを得ません。

そこで、建設国保等に加入している会社については、厚生年金保険にも加入している会社を対象とするのは現行通りですが、その評価を現行の「減点なし」から厚生年金保険片方のみ加入とみなし、「-7.5点」の減点とするのが妥当と考えます。

③ 賃金不払いの件数

この項目については、その判定が難しく申請会社の自己申告に頼らなくてはならないという現状では、正確な判断が出来なくなっていると言わざるを得ません。

また、賃金不払いに対する減点(1回当たり、15点)も厳しいため、正確な数字を自己申告で得ることは、さらに難しくなっています。

したがって、この項目を今後も残すということであれば、正確な「賃金不払いの件数」

を把握する方法を模索しなければなりません。

決算期末だけに限れば、確定申告書の「未払金」「未払費用」等の科目に従業員に対する賃金の未払いが、賃金の締め支払いに関するものを除いて計上されていれば、確認できるかもしれません。

しかし、これも決算期末だけのことですので、期中の数字ということになれば、把握のしようがありません。

それでは、従業員代表の人に期中に賃金に対する未払いがあったかなかったか書面で提出して貰ったらどうでしょうか。これも正確な数字とはいかないかもしれませんが、何もしないよりは良いかもしれません。ただ、現在及び今後の建設業界の経済状況を勘案すると表面下では、賃金の未払いとまではいかないまでも、遅配は起こっているでしょうし、起こりえると予想されます。

そのような現状の中で、現行の「賃金未払いの件数」の項目を現行の自己申告という確認の方法だけで残して置くのは意味がない気がしますので、先のような確認方法の確立をするか、あるいは、何か他の要素を加え、もっと客観的に判断できるように改善を望みます。

④ 建設業退職金共済組合加入の有無

この項目については、当初の建設省の競争入札参加資格審査において、次の⑤退職金一時金制度の加入とともに加入の有無を確認していたことを受けて、経審の改正の際に審査項目に加えられました。さて、ここで問題なのは、何故「建設業退職金共済組合加入の有無」のみを他の退職金制度から取り外して、独立した審査項目としたかということです。

これは、建設業界独特の雇用形態に原因があることは、容易に想像がつかます。他の業界に比べて日々あるいは期間限定で雇い入れされる労務者が多く、実際の施工面ではそういう労務者が中心になっている建設業では、その労務者を無視して諸制度を語ることはできません。過去においては、そういう労務者に対してかなり冷遇されたのも事実です。

こういったことを背景に建設業退職金共済制度が成立している訳ですから、これを建設業独自の退職金制度として位置付けたいのも解ります。

しかし、この制度は、果たして全ての建設業者に必要でしょうか。この制度の加入対象者は、原則として日々あるいは期間限定で雇い入れされる労務者を第一にしています。

したがって、そういう労務者を必要としない業種については、この制度に加入しないでも構わないこととなります。

例えば、小規模な会社、具体的には駅前に店舗を構える家電製品販売業と電気工事業者を営む会社等を想定してください。その会社が先の労務者を使用せず、自社の従業員だけで施工を行う場合、その会社に独自の退職金制度があるとする、敢えて建設業退職金共済制度に加入するメリットが生じません。しかも、その会社が「中小企業退職金共済制度」に加入している場合、当該中小企業退職金共済制度の対象となっている従業員は、建設業退職金共済制度に加入することが出来ません。そうすると、こういった会社が建設業退職金共済組合に加入したい場合、どうしたら良いのでしょうか。加入のときには、手帳を交付する必要があるため、最低一人の加入者が必要です。架空の人物を作れとでもいうのでしょうか。

加入したいのに加入できないケースが生じる制度を経審の独立した評価項目に入れるのは、客観性からみておかしいと言わざるおえません。できれば、「⑤退職一時金制度導入の有無」の中に取り込んで項目化することを要望します。評点等の課題は残りますが、退職一時金制度の一部として建設業退職金共済制度も取り上げれば、企業としては、そのどれかに加入していれば良いことになるので、本来の制度の趣旨からいえば無意味な加入（現実には、建設業退職金共済制度に加入したいがために、自社に独自の退職金制度があるにもかかわらず、自社の従業員の一人を対象者として届け出ているケースがみられます。）も無くなりすっきりした形になると思います。

次に、ここの項目の特徴でもあるのですが、この制度については、ただ単に加入していれば加点の成立要件とするのではなく、その履行状況をもって評価している点です。建設省の通達によると「建設業退職金共済組合加入の有無」は、退職金共済契約の締結だけでは評価せず、「正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等の契約の履行状況が劣っていると認められる場合を除く。」となっています。

では、どこまで履行していれば、履行していることになるのでしょうか。平成6年の改正以来、その点が不明瞭でした。ここにきてある建設業退職金共済組合の支部では、履行証明書は、「最低一人の人が、一年を通して共済証紙を購入していること」を条件として発行すると言っています。違う言い方をすれば、「最低一人の手帳の更新が、一年に一度行われること」になります。日々あるいは期間限定で雇い入れられた労務者のみを使用する会社では、上記の履行は、原則的には無理ということになります。

また、組合等で共済証紙を一括購入し、それを組合員に分けている場合、各組合員の履行状況が個々に確認できないという理由で履行証明書が発行されなかった例もあります。当然、各都道府県の共済組合の支部で微妙に履行状況の評価の仕方は違うでしょうから一概にいえませんが、もう少し、履行状況の評価の方法を統一化して欲しいところです。

さらに、日々あるいは期間限定で雇い入れられた労務者を一年間雇い入れなかった場合も、共済証紙の購入義務はないはずですが、しかし、共済証紙を購入していないので、加入はしているものの上記履行証明書は、原則として発行されません。

結論としては、「建設業退職金共済制度」については、加入をもって評価することを要望します。他の「その他の審査項目」については、加入もしくは契約の締結をもって評価していますので、統一をとる意味でも正当かと思われます。

⑤ 退職一時金制度導入の有無

この項目は、次の事項で確認しています。

- (1) 中小企業退職金共済事業団加入の有無
- (2) 特定退職金共済団体加入の有無
- (3) 労働協約あるいは就業規則にその旨定められている

この内、(1)及び(2)については、加入証明書をもって判断していますので、概ね妥当かと思われます。

(3)については、従業員10人未満の会社をどう評価するかが課題だと思います。この点については、第二次の提言にもあるように、会社として退職金を支払った実績のある会社については、退職一時金制度があるものとみなすというのが妥当であろうと考えます。

具体的には、会社の決算書において、退職給与引当金の計上、あるいは過去に退職金を支払った実績があれば、概ねこれを認めるべきだと思われます。ただ、支払った実績については、過去何年まで逆上って認めるのか、回数は何回以上かなど問題が残ります。小零細企業などの場合、過去20年に渡って従業員が退職した事がなく、退職金を支払う意志はあるのだけれど、実績がないというケースも出てくるでしょう。だからといって、従業員10人未満の小零細企業についても就業規則等で定めるべしとするのも現状に合っていないます。

今後の課題として、検討されるべき項目かと思われます。

⑥ 企業年金制度導入の有無

この項目は、「厚生年金基金」と「退職適格年金」の二つから構成されています。

これについては、第一次、第二次の提言を通じて、全ての企業が一律加入できない制度を評価項目に入れるべきではないとの意見が出ています。加入したいのに条件があり、加入できない評価項目は、適切でないと思われまますので、早期の改善を望みます。

「退職適格年金」については、通常、退職一時金と年金が抱き合わせになっています。この場合に退職一時金と年金を両方貰える契約になっているものは問題がないのですが、適用時に退職一時金と年金のどちらかを選択するようになっている契約では、退職一時金制度か企業年金制度のどちらか一方だけ加点となっている都道府県が少なくないようです。

これももっともな気がしますが、制度としてだけ考えるならば、退職一時金制度と企業年金制度が同じに存在する訳で、それを選択するのは従業員個々一人一人ですから、会社全体としては両方加入しているとみても良いのではないのでしょうか。

実際、会社側に立つと従業員の利便を計っての契約なのですから、就業規則があってそこで退職金規定を設けていて、退職一時金制度と企業年金制度を連動させる上で、「適格年金契約」がある訳ですから両方認められて当然ということになります。

このところは、見解の別れるところでしょうから、建設省の方で統一した取り扱いを通知されることを要望します。

⑦ 法定外労働災害補償制度加入の有無

この項目についても、色々と議論の分かれるところです。法定の労働災害保険で補いきれない部分を各企業の自己負担に求めている点で、現行の労働災害保険制度の不備を何か押し付けられているようで納得できない部分があります。

しかし、現状では事故を起こした際の補償責任ということを考えると必要なことかもしれないかもしれません。一番困るのは当事者なのですから、治療を受けるべき時に受けられないという事態だけは避けなければなりません。また、労災事故の原因が安全管理の不備にある場合や、被災者またはその遺族に対する企業の対応が遅れた場合に、企業責任を民事訴訟において損害賠償、慰謝料という形で問われることがあります。その場合に、企業責任を履行せざるを得ないとき、その原資を確保することは、中小建設業者にとっては特に大変です。その原資の確保という点で、「法定外労災補償制度」は有効であると言わざるを得ません。

現実には、各企業も現行の労働災害保険制度だけでは不十分であると判断し、各種の損害保険に加入している例が多いようです。

ただ、経審でいうところの「法定外労働災害補償制度」と違っている点は、「下請の担保」にあります。経審では、適用時に下請までを含んでいることを条件にしていますが、多くの場合、各企業が加入しているのは、記名式あるいは準記名式の普通傷害保険です。したがって、適用時に下請までは含んでいないことが多いようです。

当然そうなる現行では「法定外労働災害補償制度」と認められないこととなります。しかし、強制でない任意の保険についても下請の担保を強要するのは、先に述べた現行制度の不備をさらに押し付けられているようで、その必要性に疑問を感じます。

そこで、この項目では、通常の普通傷害保険を含めた形での柔軟な適用を希望します。ただし、あくまでも、法定の労働災害保険の上乗せの制度ですので、法定の労働災害保険の加入が前提である事は、言うまでもありません。

(2) 工事の安全成績 (W2) について

この項目も、「賃金の不払い件数」と同じで自己申告に基づく審査項目です。無事故であることによって、無条件で30点が貰えることになっているため、多くの企業が件数「0」での申請をしていると思われます。

それではこの項目を作った意味も無くなるので、第二次提言にもあるように早期に建設省から労働省に働きかけ、各労働基準監督署で簡単に「無事故証明書」等を発行して貰うことができるようにし、これをもって評価することにすべきです。

また、ここの項目では、第二次の提言にもあるように事故を起こしたらという結果を問題にしていますが、それだけでは明らかに片手落ちの感が拭えません。

したがって、上記の無事故であることに加えて、事前にこういった安全教育を実施していたかということも評価に加えるべきであると考えられます。

実際の確認方法としては、労働基準監督署等で実施する安全教育の講習会等に参加した実績であるとかを利用し評価すべきです。

(3) 営業年数 (W3) について

この項目は、企業の継続性をみた項目で、建設業の許可を受けてから何年営業しているかが評価されます。評価方法としては、5年以下の企業を0点としていますが、これは、

許可の有効期間との兼ね合いで一回更新をしたものから評価するということが概ね妥当であると思われます。

ただ、現行では許可を受けなくて良い「軽微な工事」のみを受注して営業してきた実績については、一切評価をしていません。同じ建設業法に基づいてる訳ですから、この部分については、何等かの形で評価する必要があると思われます。

具体的には、許可を申請した際に自社の実績で取得したものについては、その当該実績の期間を評価するのが良いのではないのでしょうか。ただその期間を全て営業年数とみなすのか、半分評価にするのかは、今後の課題として検討する必要があります。

(4) 建設業経理事務士等の数（W4）について

この項目については、現在、1級、2級（平成10年度までは、3級を含む。）の建設業経理事務士と公認会計士、税理士が評価対象となっています。

他の業界に比べて、とかく遅れがちな建設業独特の経理事務を一定基準に引き上げることを目的に創設された資格を周知普及させるために、この項目を設けたことは評価できませんが、一般的に中小建設業者として雇用することの少ない公認会計士及び税理士資格者が評価対象に加えられている点については疑問を生じます。

そこで、中小建設業者にとっても身近な資格として普及している日本商工会議所主催の簿記検定資格の内、1級、2級のものを評価対象に加えることを提案します。

現在、建設業経理事務士の普及は、積極的に進められ資格者数も増加傾向にありますが、相対的にみるとまだまだ数が少ないと言わざるおえません。それに比べて、日本商工会議所主催の簿記検定は、会計業務を勉強する際の基本となっており、その数も多く、中小建設業者にとっても容易に雇用することが可能であり、現実には、かなりの資格者が既に勤務しているものと思われます。

また、財団法人 建設業振興基金によると、レベル的には、建設業経理事務士の1級、2級と日本商工会議所主催の簿記検定の1級、2級は、同等であると説明していることを勘案しても妥当であろうと予想されます。

以上のほか、平成10年度で評価対象から外れる3級の建設業経理事務士についても、中小建設業者に最低1人の2級資格者が普及するまで、評価期間を延長することを要望します。

6. 審査基準の統一

「中建審」の建議でも述べられている通り、経審の結果を公表することが決定的に成ってきました。その場合、結果通知書そのものを公表するのか、主要な部分（総合評点及び各評点項目点数等）を抜き出して公表するのか、今後の対応が非常に興味深いところでありますが、公表することによって、経審そのものもさらに注視しなければいけないこととなります。

それは、経審の持つ「客観性」「公正性」のより一層の確保です。公表されることによって、経審結果そのものが独り歩きをし始めます。今までは、経審自体は競争入札資格審査の客観的審査部分を担うものと理解され、利用されてきた訳ですが、公表によって本来の意図以外に利用されていきます。

まず思い浮かぶのが、各種リサーチ会社の調査資料として利用される可能性です。現在、建設業の許可の閲覧制度は、それに利用されているのが半分位はあるといっても言い過ぎではないと思います。

経審の結果通知は、ある部分では、許可の閲覧制度以上の情報を持っていることとなります。それ以上に点数化されることにより、各企業のレベル分けが容易になります。信用調査の資料としては最適なものになりうる可能性があります。

また、今回の公表は、国際社会に向けての公表であるとも言えます。例えば、経審の結果通知を外国の建設会社が公共工事参入の機会をうかがい、そのパートナーを探す際の調査資料とするかもしれません。さらに、経審の結果通知を元に「ムーディーズ」のような建設業者の格付機関が誕生するかもしれません。事実そういう動きもあるようです。

それゆえに先に述べた経審の「客観性」「公正性」が重要になります。更に今後は「透明性」も重要なものとなります。

それを実現するものとして、まず、審査の画一化です。これが保たれないと、先の「客観性」「公正性」が維持できません。どこの都道府県で審査を受けても同じ経審結果にならなくてはいけないのです。ついで、審査過程の明瞭化です。どういった過程で審査結果がでたか明らかにすることによって、「透明性」が保たれます。

このところは、我々が第一次、第二次の提言書を通して指摘してきた点でもあります。

具体的には、第一に確認資料の統一です。現在確認資料については、我々の調査によると「完成工事高」「職員数」等において各都道府県でバラツキがあることが確認されています。基本的には、同じ審査基準に基づいている訳ですから、結果として同じ評価になれば問題は少ないのですが、明らかに違う評価になれば問題です。事実は後者の方が多いようです。これつ

いては、早期に是正の必要があります。

第二に財務諸表の組み替えです。これについては、先にも述べているように建設省令で定められた会計処理があります。これを有効的に利用して統一した処理が望まれます。しかし、この会計処理を全て厳守し、一から十まで、それに従って組み替えをするというのは現状では無理だとしか言えません。将来的には、会計監査人等の制度により商法に基づく建設省令の会計処理が全ての建設業者に遵守される事を期待します。それまでの間は、ここまでは必ず建設省令に則らなければならない組み替え処理（重要な処理）、これ位は建設省令、税法どちらの処理でも容認される処理（簡便な処理）等の基準を明確にしていく必要があると思われま

す。あくまで、会計処理というのは、債権者、株主及び取引先等に対して、企業の情報を公開するためのものであるということを理解しておく必要があります。

第三に完成工事高の「積み上げ方式」や「専門的工種単位評価」についても、はっきりした具体例を示し、それ以外は原則認めない等の指導を各都道府県に行い全国的に統一した指針を示すべきかと考えます。

以上のことから、審査基準を統一するためには、上記事項を含めた統一のマニュアルの作成が急務となります。現在も建設省から各都道府県に対するマニュアルが存在しますが、それをより一層細かく標準化したものが要望されます。さらにこれを申請者に公表することによって、手続きの公正さを明らかにし、行きすぎた行政指導を抑制する歯止めとしなければなりません。

7. その他

今回の経審の見直しでは、残念ながら「地域版経審」については見送られそうです。地元中小建設業者を育成、発展させるためにも、何等かの形での「地域版経審」が必要かと思われま

す。大手建設業者が会社全体の経審数値を使用し、ある一定規模以上の地方の工事を独占してしまうといったことは避けなければなりません。特に仕事量の限られている地域については、地元中小建設業者の死活問題ともなります。

しかも、大手建設業者の受注した工事を実際施工するのは、地元業者のはずです。発注行政サイドでは、工事の履行に対してリスクの少ない大手建設業者をなるべく選びたいという考えも解りますが、全国規模に営業展開する大手建設業者には出来ない、地域に密着したサービス提供も地元中小建設業者ならではのメリットとして評価すべきです。

したがって、最低限、地元中小建設業者において技術的に施工可能な工事については、優先的に受注出来る体制の構築が必要であろうと思われま

その一つの手段として、「地域版経審」が考えられ、色々なところでその必要性が叫ばれました。ただ、「地域版経審」では、検討しなければならない課題が多いのも事実です。例えば、大手建設業者の特定の地域における技術力の評価をどのような形とするのかとか、その地域での完成工事高を把握するのに、そのままその地域で施工したものだけを積み上げた単純な評価で良いのかとか、まだまだ問題が多いようです。しかし、「地域版経審」的な考え方をしなければ、これからの中小建設業者の生き残る道はないといっても過言ではないのです。

そのためにも、早期に「地域版経審」を含めた新しい経審制度もしくは、入札制度の検討を始めることを要望します。

また、現在経審の総合評点（P）は、他社と比較して、評価分類されていますが、トータルの総合評点のみの分類（ランク分け）は、今後、特に（X1）、（Y）の評点の実質ウエイトが改善されるとすると非常に混乱を起こす要素を含んでいると言えます。

例えば、総合評点（P）は、同点でも（X1）で高得点し、（Y）では低い点数である企業と、（X1）は低い得点であっても、（Y）が高得点である企業とでは、自ずとその企業の実態は違ってきます。しかし、現行の総合評点（P）のみの評価方法では、その二つの企業に無視できない差があるのに同等に扱われる事になってしまいます。これは、経審の本来目的の一つである「公正性」から考えると疑問を生じます。経審制度は、全国一律に同一の基準で運用されるべきであるという事は、先にも述べましたが、また、大別すると国の関係機関と大手建設業者、地方公共団体と地元中小建設業者という二つの大きな枠組みの中でも、有効に機能しなければならないと言えます。

永年、暗黙の了解を得ていたという言い過ぎかもしれませんが、とにかく存在していた「談合」というシステムが「絶対禁止」へ移行していく現状の課程の中で、「良い企業が、より伸びられる」環境づくりの一環として、この経審制度の重要性を再認識しなければなりません。今後は、個々の企業が、どの項目で得点をより多く取っており、どの項目で点が伸びていないかが、一目瞭然となる経審の結果通知書が発行され、それを利用する官公署側もそれを理解し、経審の評点を個別に評価できるような競争入札参加資格審査のシステムの早期導入が必要であろうと思われます。

また、上記のことを実現するために、経審の結果通知書の表示方法も、現在の点数羅列形式から、グラフ、表等の形式を用いた方法へ移行する事も合わせて考察する必要があると考えます。

おわりに

ここ数箇月の「中央建設業審議会」において、建設業界の入札制度を含めた諸制度の見直しの動きが、加速度的に早くなり、建議も当初の予定の平成10月3月から平成10年2月に繰り上げられる結果となりました。経営事項審査制度に対する見直しも、当然、その中に含まれており、尚且つ目玉の一つに取り上げられています。建設省もそれを受けて、平成10年3月31日審査基準日の企業から新経審を適用したいとしています。

このような流れの早い中、我々が提言書をまとめていく過程で、例えば、昨日検討した結果が、翌日の「中建審」の中間発表で、また考え直さなければいけないというケースに多々遭遇しました。この提言書をお読み頂いた時点では、「中建審」の建議も発表になり、建設省の改善方針も概ねまとまっていることが予想されます。したがって、内容的にかなり違ってきている部分も多くあろうかと思われます。反対に我々にとっては、その部分が楽しみなところでもあります。

将来的には、経営事項審査制度を含めた新しい競争入札資格審査制度ができるかもしれません。それは、最終的にはインターネットを利用した電子申請によるものになるでしょう。その中では、経営事項審査制度という名称での存続はないかもしれません。しかし、審査項目の多くは、新しい制度の中で生き続ける、また、生き続けなければいけないと思います。

例えば、新しい経営事項審査制度（名称は、違うかも知れませんが）によって、個々の企業のデータを今以上に細かく登録し、競争入札参加資格審査に関するデータも網羅し、個々の技術者に関するデータも包括するようなデータ・ベースを構築し、それを利用して、上記の内容を含めた色々な申請を簡素化して実施する。事務所にいながら、あらゆる官公署の競争入札参加資格審査申請が可能で、また一般競争を含めた入札に対する各種申し込みが出来、契約後の諸手続き（着手届から完了届まで）も簡単に出来るようなシステムにならなければと、我々も考えています。その時は、我々がネットワーク上の代理人として、建設業者と官公署の間に立ち、両者間の円滑なシステム運営に協力できればと考えています。そのような新時代のネットワーク・システムの予感を期待しつつ終わりにしたいと思います。

[資料1] 工事種類別年間平均完成工事高の評点 (X1) (その1)

工事種類別年間 完成工事高(億円)	現行(下位の評点17点差)			下位の評点14点差の場合		
	評点(X1)	評点差	0.35×(X1)	評点(X1)	評点差	0.35×(X1)
2,000以上	3,270	169	1,144.5	2,787	140	975.45
1,500以上~2,000未満	3,101	153	1,085.35	2,647	126	926.45
1,200 ~1,500	2,948	152	1,031.8	2,521	126	882.35
1,000 ~1,200	2,796	153	978.6	2,395	126	838.25
800 ~1,000	2,643	136	925.05	2,269	108	794.15
600 ~ 800	2,507	118	877.45	2,157	98	754.95
500 ~ 600	2,389	119	836.15	2,059	97	720.65
400 ~ 500	2,270	118	794.5	1,961	98	686.35
300 ~ 400	2,152	102	753.2	1,863	84	652.05
250 ~ 300	2,050	102	717.5	1,779	84	622.65
200 ~ 250	1,948	102	681.8	1,695	84	593.25
150 ~ 200	1,846	84	646.1	1,611	70	563.85
120 ~ 150	1,762	85	616.7	1,541	70	539.35
100 ~ 120	1,677	85	586.95	1,471	70	514.85
80 ~ 100	1,592	68	557.2	1,401	56	490.35
60 ~ 80	1,524	67	533.4	1,345	56	470.75
50 ~ 60	1,457	68	509.95	1,289	56	451.15
40 ~ 50	1,389	68	486.15	1,233	56	431.55
30 ~ 40	1,321	68	462.35	1,177	56	411.95
25 ~ 30	1,253	51	438.55	1,121	42	392.35
20 ~ 25	1,202	50	420.7	1,079	42	377.65
15 ~ 20	1,152	51	403.2	1,037	42	362.95
12 ~ 15	1,101	51	385.35	995	42	348.25
10 ~ 12	1,050	51	367.5	953	42	333.55
8 ~ 10	999	34	349.65	911	28	318.85
6 ~ 8	965	34	337.75	883	28	309.05
5 ~ 6	931	34	325.85	855	28	299.25
4 ~ 5	897	34	313.95	827	28	289.45
3 ~ 4	863	34	302.05	799	28	279.65
2.5 ~ 3	829	33	290.15	771	28	269.85
2 ~ 2.5	796	34	278.6	743	28	260.05
1.5 ~ 2	762	34	266.7	715	28	250.25
1.2 ~ 1.5	728	34	254.8	687	28	240.45
1 ~ 1.2	694	34	242.9	659	28	230.65
0.8 ~ 1	660	17	231.0	631	14	220.85
0.6 ~ 0.8	643	17	225.05	617	14	215.95
0.5 ~ 0.6	626	17	219.1	603	14	211.05
0.4 ~ 0.5	609	17	213.15	589	14	206.15
0.3 ~ 0.4	592	17	207.2	575	14	201.25
0.25 ~ 0.3	575	17	201.25	561	14	196.35
0.2 ~ 0.25	558	17	195.3	547	14	191.45
0.15 ~ 0.2	541	17	189.35	533	14	186.55
0.12 ~ 0.15	524	17	183.4	519	14	181.65
0.1 ~ 0.12	507	16	177.45	505	14	176.75
0.1未満	491		171.85	491		171.85

※なお、この表は、下位の評点幅を下げ、現行のテーブルの刻みで按分して作成しています。(資料2も同じ)

[資料2] 工事種類別年間平均完成工事高の評点 (X1) (その2)

工事種類別年間 完成工事高(億円)	下位の評点12点差の場合			下位の評点10点差の場合		
	評点(X1)	評点差	$0.35 \times (X1)$	評点(X1)	評点差	$0.35 \times (X1)$
2,000以上	2,460	121	861	2,131	100	745.85
1,500以上~2,000未満	2,339	108	818.65	2,031	90	710.85
1,200 ~1,500	2,231	108	780.85	1,941	90	679.85
1,000 ~1,200	2,123	108	743.05	1,851	90	647.35
800 ~1,000	2,015	96	705.25	1,761	80	616.35
600 ~ 800	1,919	84	671.65	1,681	70	588.35
500 ~ 600	1,835	84	642.25	1,611	70	563.85
400 ~ 500	1,751	84	612.85	1,541	70	539.35
300 ~ 400	1,667	72	583.45	1,471	60	514.85
250 ~ 300	1,595	72	558.25	1,411	60	493.85
200 ~ 250	1,523	72	533.05	1,351	60	472.85
150 ~ 200	1,451	60	507.85	1,291	50	451.85
120 ~ 150	1,391	60	486.85	1,241	50	434.35
100 ~ 120	1,331	60	465.85	1,191	50	416.85
80 ~ 100	1,271	48	444.85	1,141	40	399.35
60 ~ 80	1,223	48	428.05	1,101	40	385.35
50 ~ 60	1,175	48	411.25	1,061	40	371.35
40 ~ 50	1,127	48	394.45	1,021	40	357.35
30 ~ 40	1,079	48	377.65	981	40	343.35
25 ~ 30	1,031	36	360.85	941	40	329.35
20 ~ 25	995	36	348.25	911	30	318.85
15 ~ 20	959	36	335.65	881	30	308.35
12 ~ 15	923	36	323.05	851	30	297.85
10 ~ 12	887	36	310.45	821	30	287.35
8 ~ 10	851	24	297.85	791	20	276.85
6 ~ 8	827	24	289.45	771	20	269.85
5 ~ 6	803	24	281.05	751	20	262.85
4 ~ 5	779	24	272.65	731	20	255.85
3 ~ 4	755	24	264.25	711	20	248.85
2.5 ~ 3	731	24	255.85	691	20	241.85
2 ~ 2.5	707	24	247.45	671	20	234.85
1.5 ~ 2	683	24	239.05	651	20	227.85
1.2 ~ 1.5	659	24	230.65	631	20	220.85
1 ~ 1.2	635	24	222.25	611	20	213.85
0.8 ~ 1	611	12	213.85	591	10	206.85
0.6 ~ 0.8	599	12	209.65	581	10	203.35
0.5 ~ 0.6	587	12	205.45	571	10	199.85
0.4 ~ 0.5	575	12	201.25	561	10	196.35
0.3 ~ 0.4	563	12	197.05	551	10	192.85
0.25 ~ 0.3	551	12	192.05	541	10	189.35
0.2 ~ 0.25	539	12	188.65	531	10	185.85
0.15 ~ 0.2	527	12	184.45	521	10	182.35
0.12 ~ 0.15	515	12	180.25	511	10	178.85
0.1 ~ 0.12	503	12	176.05	501	10	175.35
0.1未満	491		171.85	491		171.85

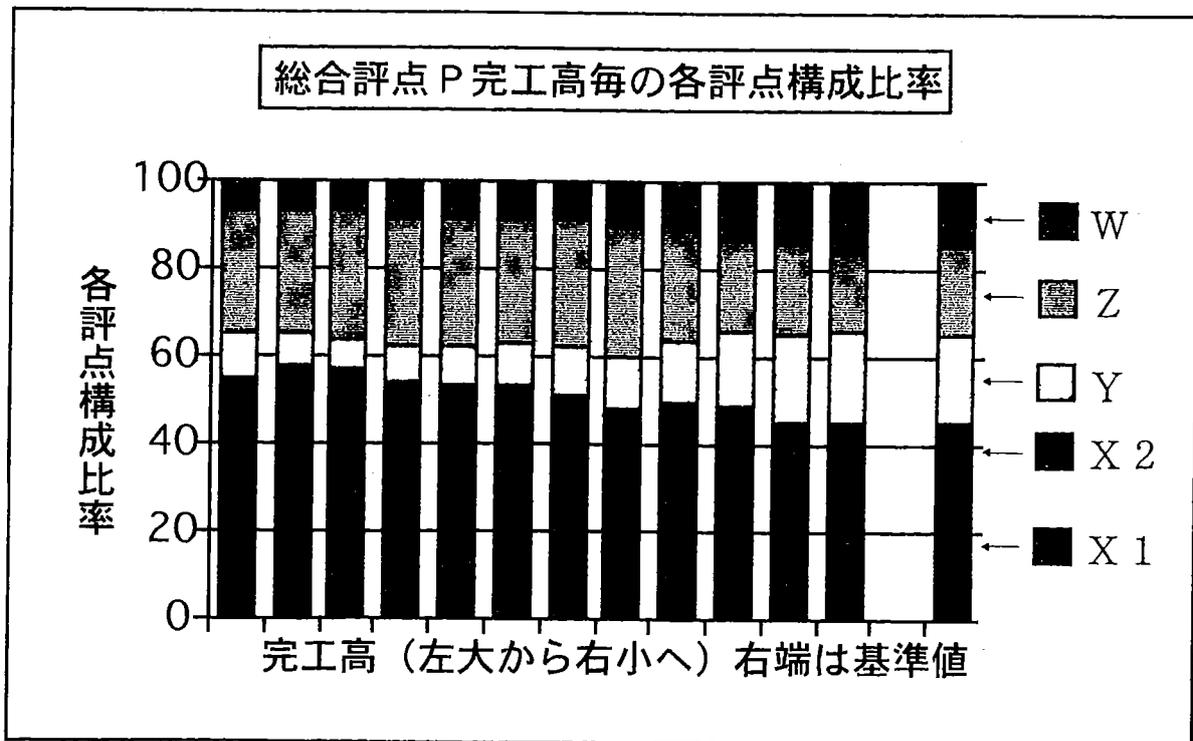
[資料3] 総合評点 (P) を年間完成工事高でみた各評点構成比率 (その1)

【現行制度の場合】

完成工事高	P	X1	X1の占率	X2	X2の占率	Y	Yの占率	Z	Zの占率	W	Wの占率
ウエイト	1.00		0.35		0.10		0.20		0.20		0.15
最高点	2,235	1,145	0.51	95	0.04	224	0.10	626	0.28	145	0.06
2,000億円以上	2,102	1,145	0.54	93	0.04	156	0.07	576	0.27	132	0.06
1,500	2,040	1,085	0.53	91	0.04	156	0.08	576	0.28	132	0.06
800	1,826	925	0.51	89	0.05	160	0.09	520	0.28	132	0.07
600	1,773	877	0.49	88	0.05	176	0.11	500	0.28	132	0.07
400	1,649	795	0.48	86	0.05	176	0.11	460	0.28	132	0.08
200	1,541	717	0.47	83	0.05	176	0.11	440	0.29	125	0.08
100	1,359	587	0.43	80	0.06	176	0.13	400	0.29	116	0.09
30	1,066	462	0.43	79	0.07	152	0.14	260	0.24	113	0.11
10	895	367	0.41	75	0.08	160	0.18	180	0.20	113	0.13
1	688	243	0.35	74	0.11	140	0.20	138	0.20	93	0.14
1億未満	648	225	0.35	74	0.11	140	0.22	116	0.18	93	0.14

※なお、この表は、次の条件で作成しています。(資料4. 5. 6についても同じ)

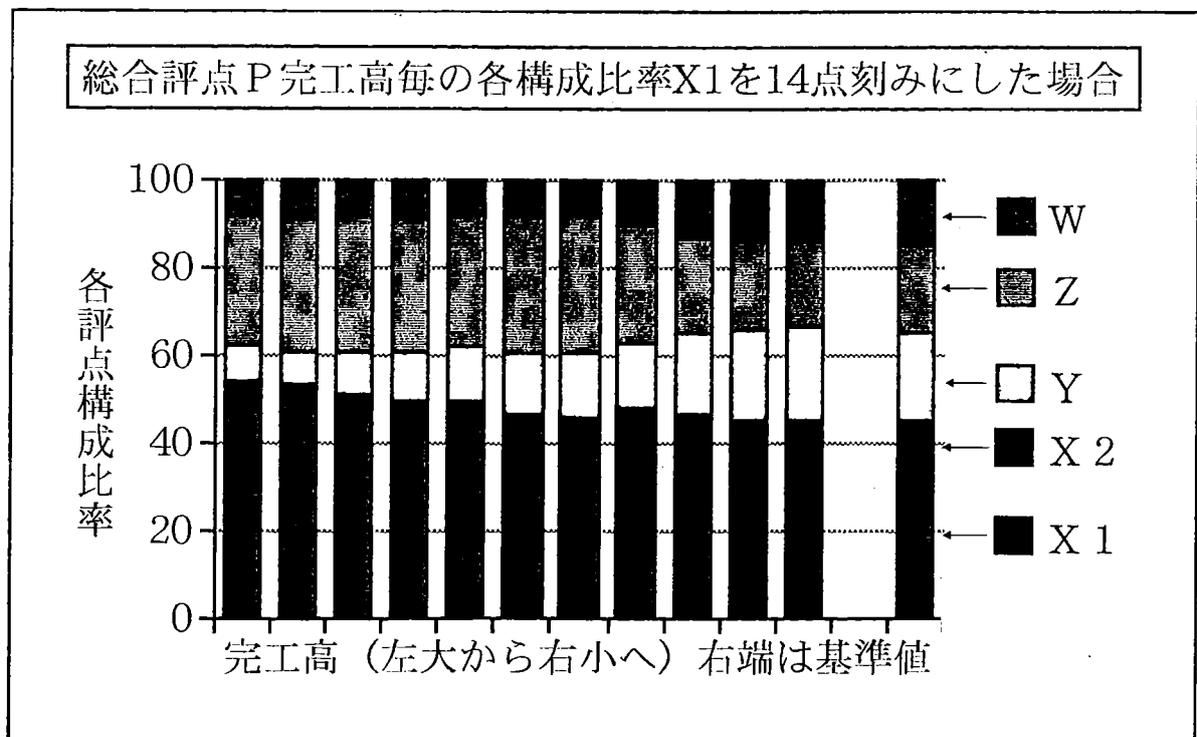
- ① X. Y. Z. Wの各評点は、ウエイトをかけた後の点数です。
- ② X1以外の評点は、変動がないものとして計算しました。
- ③ この表は、第一次の提言に用いられたものをサンプルにして作成したものです。



[資料4] 総合評点 (P) を年間完成工事高でみた各評点構成比率 (その2)

【X1の評点テーブルの刻みを14点にした場合】

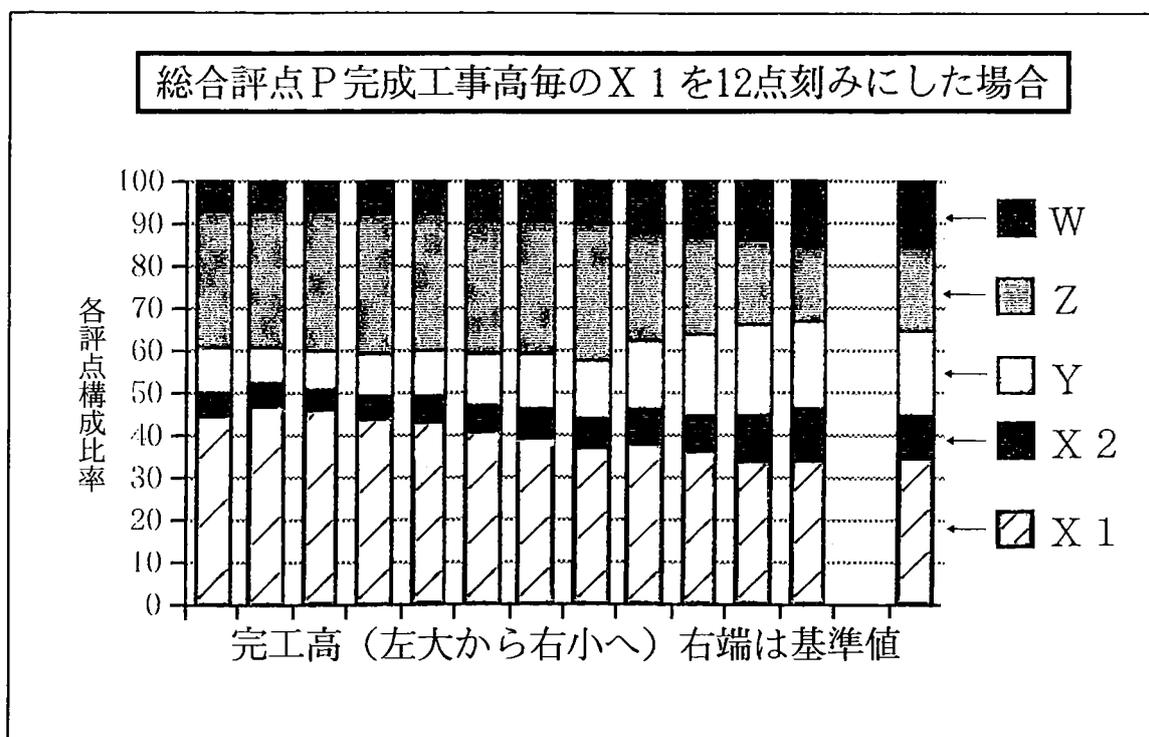
完成工事高	P	X1	X1の占率	X2	X2の占率	Y	Yの占率	Z	Zの占率	W	Wの占率
ウエイト	1.00		0.35		0.10		0.20		0.20		0.15
最高点	2,065	975	0.47	95	0.05	224	0.11	626	0.30	145	0.07
2,000億以上	1,932	975	0.50	93	0.05	156	0.08	576	0.30	132	0.07
1,500	1,881	926	0.49	91	0.05	156	0.08	576	0.31	132	0.07
800	1,695	794	0.47	89	0.05	160	0.09	520	0.31	132	0.08
600	1,651	755	0.46	88	0.05	176	0.11	500	0.30	132	0.08
400	1,540	686	0.45	86	0.06	176	0.11	460	0.30	132	0.09
200	1,417	593	0.42	83	0.06	176	0.12	440	0.31	125	0.09
100	1,287	515	0.40	80	0.06	176	0.14	400	0.31	116	0.09
30	1,046	412	0.39	79	0.08	152	0.15	260	0.25	113	0.11
10	864	336	0.39	75	0.09	160	0.19	180	0.21	113	0.13
1	676	231	0.34	74	0.11	140	0.21	138	0.20	93	0.14
1億未満	644	221	0.34	74	0.11	140	0.22	116	0.18	93	0.14



【資料5】 総合評点（P）を年間完成工事高でみた各評点構成比率（その3）

【X1の評点テーブルの刻みを12点にした場合】

完成工事高	P	X1	X1の占率	X2	X2の占率	Y	Yの占率	Z	Zの占率	W	Wの占率
ウエイト	1.00		0.35		0.10		0.20		0.20		0.15
最高点	1,951	861	0.44	95	0.05	224	0.11	626	0.32	145	0.07
2,000億円	1,818	861	0.47	93	0.05	156	0.09	576	0.32	132	0.07
1,500	1,773	818	0.46	91	0.05	156	0.09	576	0.32	132	0.07
800	1,606	705	0.44	89	0.06	160	0.10	520	0.32	132	0.08
600	1,567	671	0.43	88	0.06	176	0.11	500	0.28	132	0.08
400	1,467	613	0.42	86	0.06	176	0.12	460	0.31	132	0.09
200	1,357	533	0.39	83	0.06	176	0.13	440	0.32	125	0.09
100	1,238	466	0.38	80	0.06	176	0.14	400	0.27	116	0.09
30	981	377	0.38	79	0.08	152	0.15	260	0.27	113	0.12
10	838	310	0.37	75	0.09	160	0.19	180	0.21	113	0.13
1	667	222	0.33	74	0.11	140	0.21	138	0.21	93	0.14
1億未満	636	213	0.33	74	0.12	140	0.22	116	0.18	93	0.15



[資料6] 総合評点 (P) を年間完成工事高でみた各評点構成比率 (その4)

【X1の評点テーブルの刻みを10点にした場合】

完成工事高	P	X1	X1の占率	X2	X2の占率	Y	Yの占率	Z	Zの占率	W	Wの占率
ウエイト	1.00		0.35		0.10		0.20		0.20		0.15
最高点	1,836	746	0.41	95	0.05	224	0.12	626	0.34	145	0.08
2,000億以上	1,703	746	0.44	93	0.05	156	0.09	576	0.34	132	0.08
1,500	1,666	711	0.43	91	0.05	156	0.09	576	0.35	132	0.08
800	1,517	616	0.41	89	0.06	160	0.11	520	0.34	132	0.09
600	1,484	588	0.40	88	0.06	176	0.12	500	0.34	132	0.09
400	1,393	539	0.39	86	0.06	176	0.13	460	0.33	132	0.09
200	1,297	473	0.36	83	0.06	176	0.14	440	0.34	125	0.10
100	1,189	466	0.35	80	0.07	176	0.15	400	0.34	116	0.10
30	947	343	0.36	79	0.08	152	0.16	260	0.27	113	0.12
10	815	287	0.35	75	0.09	160	0.20	180	0.22	113	0.14
1	659	214	0.32	74	0.11	140	0.21	138	0.21	93	0.14
1億未満	630	207	0.33	74	0.12	140	0.22	116	0.18	93	0.15

